

動物取扱業が登録制に変わります

動物を取り扱う業を行っている方は、登録が必要です。

登録が必要な業種

現在、対象となっている販売業、保管業、貸出し業、訓練業、展示業に加えて、**動物との触れ合い施設、飼養施設を持たないインターネット等による販売業、美容業（動物を預かる場合）**などが新たに対象となります。

登録申請の手続き

最寄りの健康福祉センター（保健所）で登録の申請手続きを行ってください。

動物取扱業登録申請手数料 1業種につき **15,000円**

ただし、ひとつの事業所において複数の業種を申請する場合の2業種目以降は、**11,000円**

既に、動物取扱業の届出を行っている方は、平成18年6月1日から平成19年5月31日までの間に、登録の申請手続きを行ってください。

動物取扱業者の責務

●動物取扱責任者の設置・動物取扱責任者研修の受講

事業所ごとに「動物取扱責任者」を選任し、年に1回以上、知事が行う**動物取扱責任者研修**を受講させなければなりません。

動物取扱責任者研修手数料 2,000円

●動物取扱業者標識の掲示

名称、登録番号などを記載した「**動物取扱業者標識**」を、お客様から見やすい位置に掲示しなければなりません。

●迷惑の防止

動物の健康と安全の確保に加えて、鳴き声等による生活環境への迷惑の防止も義務づけられます。

●基準の遵守

動物の飼養・保管施設や管理方法等に関する事項について、定められた基準を守らなければなりません。



登録を受けないで営業したり、遵守基準に係る改善命令に違反した場合などは、登録の取消し等の措置があります。また、30万円以下の罰金に科せられることがあります。